

3 盛協第 144 号
令和 3 年 8 月 30 日

町内会・自治会長 様

盛岡市市民部市民協働推進課長 熊谷 修二
玉山総合事務所総務課長 壽 俊行

**岩手緊急事態宣言の発出に係る町内会・自治会行事等の対応について（その 2）
（お知らせ）**

日頃、市政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 3 年 8 月 12 日に「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言」が発出され、これを受けて、本市においても令和 3 年 8 月 16 日付けで、町内会・自治会向けの行事等の対応についてお知らせしたところです。

その後、本市では、令和 3 年 8 月 23 日に、現在の市中の状態を「フェーズ 4（爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制等の機能不全を避けるための対応が必要な段階）」と位置づけ、一層の人流抑制対策を講じることとし、市有施設の利用制限を行っております。

つきましては、宣言期間中の町内会・自治会行事等の対応について、次のとおり取扱いを変更しますので、参考にしていただくようお願い申し上げます。

町内会・自治会長様におかれましては更なる御不便をおかけいたしますが、何卒、御理解と御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

1 通知の対象期間

本通知の発出日から新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言が解除されるまでの間

2 協力をお願いしたい町内会・自治会行事等の取扱い

(1) 不特定の方が集まる行事

開催の延期・中止について検討をお願いします。

(2) 特定の方が集まる行事

開催の延期・中止、書面又はオンライン開催等の接触を伴わない開催方法への変更について検討をお願いします。

3 その他

(1) 上記対応は、今後の岩手県内及び盛岡市内の感染者の発生や流行の状況により見直すことがありますので、その際は速やかにお知らせします。

(2) 市有施設の休館情報は、市のHPに掲載しておりますので御確認願います。

(<http://www.city.morioka.iwate.jp/kenkou/kenko/1031971/1032085/1030252.html>)

(3) 各町内会・自治会が管理する自治公民館等につきましては、別紙通知を参考にしていただきますようお願いいたします。

担当：市民部市民協働推進課 地域活動係 電話 019-626-7500（直通） 玉山総合事務所総務課 地域政策係 電話 019-683-2116（直通）
